農薬販売者の届出の手引き

（令和３年８月）

埼玉県農産物安全課

埼玉県病害虫防除所

農薬販売者の届出について

１　対　象

農薬を販売する者が該当します（販売以外の授与する者も含みます）。

インターネット販売など、販売所を持たずに販売する者も対象となります。

２　届出の種類と期日、様式について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出の種類 | 届出期日 | 様式 |
| 新たに販売を開始する場合 | 開始の日まで | 様式1-1，1-2 |
| 販売所を増設した場合 | 増設の日から2週間以内 | 様式1-1，1-2 |
| 届出をした内容に変更（代表者や販売所等）があった場合 | 変更が生じた日から2週間以内 | 様式2 |
| 販売を廃止した場合 | 廃止の日から2週間以内 | 様式2 |

※　届出は、販売所（店舗）ごとに提出してください。

３　届出の方法

該当する様式に必要事項を記入したものを２部作成し、

①担当者の氏名と連絡先

②切手を貼った返信用封筒（返信できる適正な額の切手を貼ってください。）

を同封の上、埼玉県病害虫防除所に持参または郵送してください。

提出していただいた販売届に受理番号を押印して返送します。

届出先：埼玉県病害虫防除所

住　所：〒360-0102　熊谷市須賀広784

電　話：048-539-0661

　受理番号を押印した販売届は届出を行ったことを証明する重要な書類です。再発行はできませんので、大切に保管してください。

４　届出様式について

ホームページからダウンロードして、必要な様式を取り出してください。

不明な場合は、病害虫防除所へお問い合わせください。

埼玉県病害虫防除所で検索をお願いします。

kensaku4

埼玉県病害虫防除所

様式１－１（農薬取締法第１７条関係）

農　薬　販　売　届　（　新規・増設　）

　　令和　　年　　月　　日

　　埼玉県知事　宛

住所

氏名

　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては、その名称及び代表者の職・氏名)

TEL

　農薬取締法第１７条第１項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

１　販売所の所在地及び名称等

郵便番号　　　　　　　所在地

名　称

　　　ＴＥＬ

　２　販売開始年月日

　　　令和　　　年　　　月　　　日

　３　卸売又は小売の別及び業種

卸売・小売　農業協同組合、農薬卸、薬局、医薬品販売業、種苗商、肥料商

　　　　　　　　　ホームセンター、インターネット、その他（　　　　　　　）

|  |
| --- |
| 受理番号押印欄（記入しないでください。） |
|  |

　　備考　　記の１における「販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する場合

　　　　　その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあっては、販売者の事務所その他

　　　　　これに準ずる場所を記載すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本工業規格Ａ４）

（記　入　例）

**届出日を記入。**

**新規は開始日以前の日。**

**増設は増設の日から２週間以内の日。**

様式１－１（農薬取締法第１７条関係）

農　薬　販　売　届（　新規・増設　）

**該当事項を囲んでください**

**令和３年６月１日**

　　　埼玉県知事　宛

**法人の場合にあっては、その名称及び代表者の職・氏名を記入してください**

住所 **さいたま市浦和区高砂３丁目１５番１号**

**株式会社　浦和商店**

氏名 **代表取締役**　**埼玉　太郎**

**押印を廃止しました**

TEL **０４８－８２４－２１１１**

　　農薬取締法第１７条第１項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

１　販売所の所在地及び名称等

郵便番号　**330-9301**　　所在地　**さいたま市浦和区高砂３丁目１５番１号**

名　称 **浦和商店**

ＴＥＬ　**０４８－８２４－２１１１**

　２　販売開始年月日

**該当事項を囲んでください**

**該当事項を囲んでください**

**令和３年６月１０日**

　３　卸売又は小売の別及び業種

卸売・小売　農業協同組合、農薬卸、薬局、医薬品販売業、種苗商、肥料商

　　　　　 　　 　ホームセンター、インターネット、その他（ 　　　　　　　）

|  |
| --- |
| 受理番号押印欄(記入しないでください。) |
|  |

　備考　　記の１における「販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する

　　　　場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあっては、販売者の事務所

　　　　その他これに準ずる場所を記載すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本工業規格Ａ４）

（様式１－２）

農薬の販売を行う際の遵守事項について

|  |
| --- |
| 販売者の変更、廃止の届出(第１７条) |
| □　届出事項中に変更を生じたときは、その日から２週間以内に県知事へ届け出る。  □　販売を廃止する場合も、その日から２週間以内に県知事へ届け出る。 |
| 農薬の販売の制限又は禁止等(第１８条） |
| □　容器又は包装に第１６条（登録番号、農薬の種類、使用方法　他）の規定による表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売しない。 |
| 帳簿(第２０条) |
| □　帳簿を備え付け、農薬の種類別に、年月日、譲受数量及び譲渡数量を記載し、最終の記載の日から３年間その帳簿を保存する（帳簿については電磁的記録によるものも可）。  □　水質汚濁性農薬（シマジン）については、年月日、譲受数量及び譲渡先別譲渡数量を記載し、最終の記載の日から３年間その帳簿を保存する。 |
| その他農薬取締法関連事項(第２１条） |
| □　農薬の有効成分の含有量若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をしない。また無登  　録農薬について登録を受けていると誤認させるような宣伝をしない。  　（農薬としての効能効果をうたう又は病害虫の防除効果がある資材は、無登録農薬の  　疑いがあるため注意する。） |
| 毒物または劇物を販売、授与等する場合 |
| □　毒物及び劇物取締法による遵守事項や手続きがあるため、販売所の所在地を管轄する保健所に問い合わせる。 |
| 農薬保管管理(「農薬の保管管理等の徹底について」通知) |
| □　農薬の保管管理の徹底及び盗難、紛失の防止に万全を期す。  □　万一、盗難、紛失事故が発生した場合は直ちに警察署に届ける。  □　毒物又は劇物に該当する農薬は、さらに以下に努める。  　　・鍵のかかる農薬の保管庫等の整備等一層の保管管理の徹底を図ること。  　　・農薬の保管量の定期的な把握、利用状況の記録の整備等を図ること。 |
| その他 |
| □　店舗にて、農薬は安定した場所に陳列する。また食品とは別の棚に、生産資材とは  　区分けして陳列する。  □　保管倉庫は雨水の浸水のない構造にする。生産資材や食品と明確に区分けして保管  　する。  □　有効期限切れの農薬の陳列、販売をしない。 |

上記の事項について内容を理解し、遵守します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

**【記入例】**

**遵守しなければならない内容が理解できた項目に「✔（チェック）」を入れてください。**

**内容が不明な項目については、病害虫防除所に問合せし、最終的には全ての項目に「✔」を入れてください。**

（様式１－２）

　　　農薬の販売を行う際の遵守事項について

|  |
| --- |
| 販売者の変更、廃止の届出(第１７条) |
| □　届出事項中に変更を生じたときは、その日から２週間以内に県知事へ届け出る。  □　販売を廃止する場合も、その日から２週間以内に県知事に届け出る。 |
| 農薬の販売の制限又は禁止等(第１８条） |
| □　容器又は包装に第１６条（登録番号、農薬の種類、使用方法　他）の規定による表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売しない。 |
| 帳簿(第２０条) |
| □　帳簿を備え付け、農薬の種類別に、年月日、譲受数量及び譲渡数量を記載し、最終の記載の日から３年間その帳簿を保存する（帳簿については電磁的記録によるものも可）。  □　水質汚濁性農薬（シマジン）については、年月日、譲受数量及び譲渡先別譲渡数量を記載し、最終の記載の日から３年間その帳簿を保存する。 |
| その他農薬取締法関連事項(第２１条） |
| □　農薬の有効成分の含有量若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をしない。また無登  録農薬について登録を受けていると誤認させるような宣伝をしない。  　（農薬としての効能効果をうたう又は病害虫の防除効果がある資材は、無登録農薬の  疑いがあるため注意する。） |
| 毒物または劇物を販売、授与等する場合 |
| □　毒物及び劇物取締法による手続きや遵守事項があるため、販売所の所在地を管轄す  る保健所に問い合わせる。 |
| 農薬保管管理(「農薬の保管管理等の徹底について」通知) |
| □　農薬の保管管理の徹底及び盗難、紛失の防止に万全を期す。  □　万一、盗難、紛失事故が発生した場合は直ちに警察署に届ける。  □　毒物又は劇物に該当する農薬は、さらに以下に努める。  　　・鍵のかかる農薬の保管庫等の整備等一層の保管管理の徹底を図ること。  　　・農薬の保管量の定期的な把握、利用状況の記録の整備等を図ること。 |
| その他 |
| □　店舗にて、農薬は安定した場所に陳列する。食品とは別の棚に、生産資材とは  区分けして陳列する。  □　保管倉庫は雨水の浸水のない構造にする。生産資材や食品と明確に区分けして保管  する。  □　有効期限切れの農薬の陳列、販売をしない。 |

上記の事項について内容を理解し、遵守します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和３年６月１日

**法人の場合にあっては、その名称及び代表者の職・氏名を記入してください**

　　　　　　　　　　氏名 株式会社　浦和商店

代表取締役　埼玉太郎

**押印を廃止しました**

**（参考）帳簿の例**

　農薬販売者には、帳簿を備え付け、記載し、最終の記載の日から３年間その帳簿を保存することが義務づけられています。下記は参考様式であり、必要な情報が管理できれば、様式・方法は問いません。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品目 | *○○乳剤*※１ | 規格 | ○○ml | 数量単位 | 本 |

（例１）農薬全般

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年月日 | 譲受・譲渡先※２ | 譲受数量 | 譲渡数量 | 残高※３ | 備考 |
| *3.1.4* | *(株)○○商会* | *１０* |  | *１０* |  |
| *3.1.5* | *売上* |  | *２* | *８* |  |
| *3.1.8* | *売上* |  | *２* | *６* |  |
|  |  |  |  |  |  |

※１：農薬の種類・規格ごとに管理し数量を把握できるようにする。

※２：農薬取締法では、譲渡先の記載は求められていない（水質汚濁性農薬は必要。例２参照。）。

※３：残高数を帳簿で管理し、実際の数量と照合する。

※４：毒物または劇物については、毒物及び劇物取締法による譲渡手続きの規定がある。

詳しくは販売所を管轄する保健所に確認すること。

（例２）水質汚濁性農薬

　シマジン剤（除草剤）は、水質汚濁性農薬に指定されているため、譲受数量及び譲渡先別譲渡数量を記載する必要があります。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品目 | *シマジン○○* | 規格 | ○○ｇ | 数量単位 | 袋 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年月日 | 譲受・譲渡先 | 譲受数量 | 譲渡数量 | 残高 | 備考 |
| *3.1.4* | *(株)○○商会* | *１０* |  | *１１* |  |
| *3.1.5* | *売上　埼玉太郎* |  | *２* |  | *さいたま市浦和区高砂○-○* |
| *3.1.8* | *売上　浦和次郎* |  | *２* |  | *さいたま市浦和区常盤○-○* |
|  |  |  |  |  |  |

様式２（農薬取締法第１７条関係）

農　薬　販　売　届　（　変更・廃止　）

　　令和　　年　　月　　日

　　埼玉県知事　宛

　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては、その名称及び代表者の職・氏名)

TEL

　農薬取締法第１７条第１項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

１　販売所の所在地及び名称等

郵便番号　　　　　　　所在地

名　称

　　　ＴＥＬ

　２　変更又は廃止年月日

令和　　　年　　　月　　　日

　３　卸売又は小売の別及び業種

卸売・小売　農業協同組合、農薬卸、薬局、医薬品販売業、種苗商、肥料商

　　　　　　　　　ホームセンター、インターネット、その他（　　 　　　　 ）

４　変更した内容及び届出受理番号

|  |
| --- |
| 受理番号押印欄(記入しないでください。) |
|  |

　備考　　記の１における「販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する

　　　　場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあっては、販売者の事務所

　　　　その他これに準ずる場所を記載すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本工業規格Ａ４）

（記　入　例）

**届出日を記入。**

**なお、変更日又は廃止日の14日以内の日。**

様式２（農薬取締法第１７条関係）

農　薬　販　売　届（　変更・廃止　）

**該当事項を囲んでください**

**令和３年６月７日**

　　　埼玉県知事　宛

**法人の場合にあっては、その名称及び代表者の職・氏名を記入してください**

住所 **さいたま市浦和区高砂３丁目１５番１号**

**株式会社　浦和商店**

氏名 **代表取締役**　**埼玉　次郎**

**押印を廃止しました**

　　　　　　　　　 TEL **０４８－８２４－２１１１**

　　農薬取締法第１７条第１項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

１　販売所の所在地及び名称等

郵便番号　**330-9301**　　所在地　**さいたま市浦和区高砂３丁目１５番１号**

名　称 **浦和商店**

ＴＥＬ　**０４８－８２４－２１１１**

**該当事項を囲んでください**

２　変更年月日

**該当事項を囲んでください**

**令和３年６月１日**

３　卸売又は小売の別及び業種

卸売・小売　農業協同組合、農薬卸、薬局、医薬品販売業、種苗商、肥料商

　　　　　　　　　ホームセンター、インターネット、その他（ 　　　　　　））

４　変更した内容及び届出受理番号

**代表者の変更**

**（旧）埼玉　太郎**

**（新）埼玉　次郎**

　　　届出受理番号**農薬販売届埼玉県第〇〇○○号**

|  |
| --- |
| 受理番号押印欄(記入しないでください。) |
|  |

　　備考　　記の１における「販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する場合

　　　　　その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあっては、販売者の事務所その他

　　　　　これに準ずる場所を記載すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本工業規格Ａ４）